

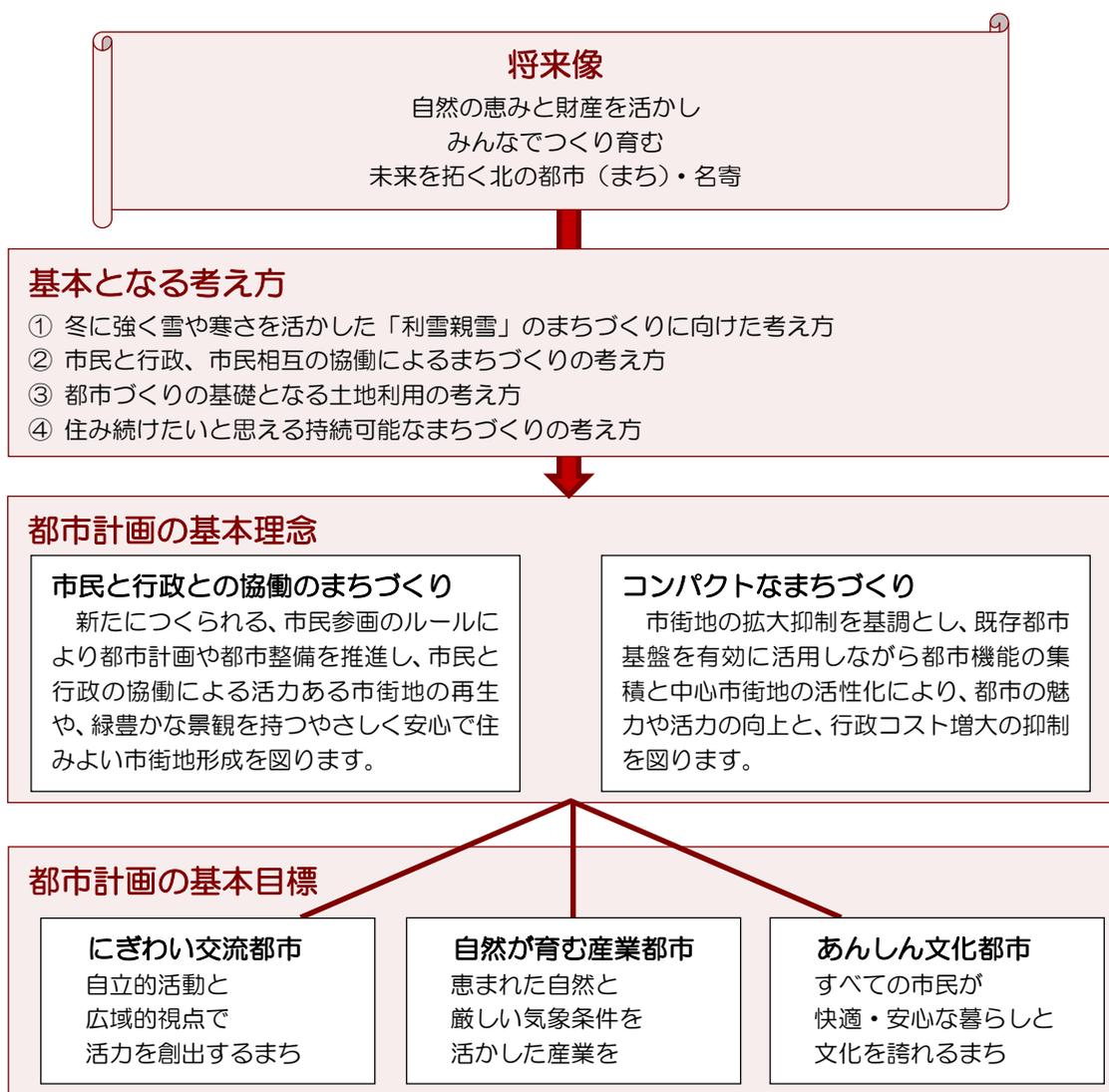
名寄市都市計画マスタープラン 概要

1 都市計画マスタープランとは

- 都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示す計画。北海道の各種計画や名寄市総合計画(第2次)(2017 年度～2026 年度)などの上位計画を踏まえ、これから本市が進める各種の都市計画、まちづくりの方向性を定めるもの。
- 前回の名寄市都市計画マスタープランの策定(2008 年)から 10 年余りが経過し、社会経済情勢の変化等を踏まえて、公共施設等の再配置も視野に入れた土地利用および道路、公園、下水道などの都市施設整備の基本的な方針を見直す必要がある。
- 都市計画区域を対象とする。
- 目標期間は概ね 20 年後の令和 21(2039)年度とし、10 年ごとに見直しを行う。

2 将来目標

- 名寄市総合計画(第2次)(2017 年度～2026 年度)の「将来像」および「大切にしたいまちづくりの基本的な考え方」に基づき、これからの都市計画の基本理念と基本目標を定めた。



3 将来都市構造

(1) 将来人口・土地需要量

- 「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における人口の将来展望では、令和 8 年度(2026 年度)の名寄市人口は約 27,000 人と、人口は減少する見通し。
- 将来の土地需要量は、現在の用途地域面積(1,210ha)を超えないと想定する。

(2) 都市構造の形成方針

- 中央地区の JR 名寄駅前周辺を中心生活交流拠点、風連地区の JR 風連駅前を地区生活交流拠点として、名寄地区、風連地区の中心市街地として整備を図る。

構成要素		内容
拠点形成	中心生活交流拠点	・名寄地区のJR名寄駅を中心とした中心市街地は、これまで周辺圏域における商業・業務の中心地域としての役割を果たし、多くの商業・業務施設が集積している地区であり、今後も市民共有の生活拠点や北・北海道中央圏域定住自立圏の中心としての役割を果たしていくため、都市機能施設の誘導立地や官民協働によるまちづくりを進め、市民の生活の質の向上を目指す。
	地区生活交流拠点	・風連地区の中心市街地は多くの商業・業務施設が集積している地区で、今後も風連地区の生活基盤の中心地区としてその活性化に努める。

市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市街地の拡大を抑制し、住宅地を現行の住居系用途地域内で収める。 ・中心生活交流拠点及びその周辺で人口密度の維持・増加を目指し、まちなか居住を推進する。
-------	--

交通体系	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺市町村及び智恵文地区、名寄地区、風連地区を結ぶJR宗谷本線を「広域幹線路線」として位置づける。 ・国道 40 号を名寄地区の中心生活交流拠点と風連地区の地区生活交流拠点を結ぶ重要な主要公共交通軸として位置付けます。 ・本市から他都市まで接続する路線(下川線・興部線・恩根内線・深名線・名寄線・中多寄線)を「準幹線路線」として位置づける。 ・広域幹線路線・準幹線路線を支える「生活路線」として、コミュニティバスや徳田線、日進ピヤシリ線、風連線、デマンドバスを維持し、利用の活性化を図る。 ・交通空白地においては、デマンドバスや乗合タクシー、定額タクシー等を活用した新たな地域の足の確保策について検討する。
公共施設再編	<ul style="list-style-type: none"> ・建替が急がれる庁舎、消防署、保健センター、図書館、児童センター、保育所のすべての施設を可能なかぎり名寄地域の「中心生活交流拠点」及びその周辺(半径約 800m 圏)に戦略的に配置する。

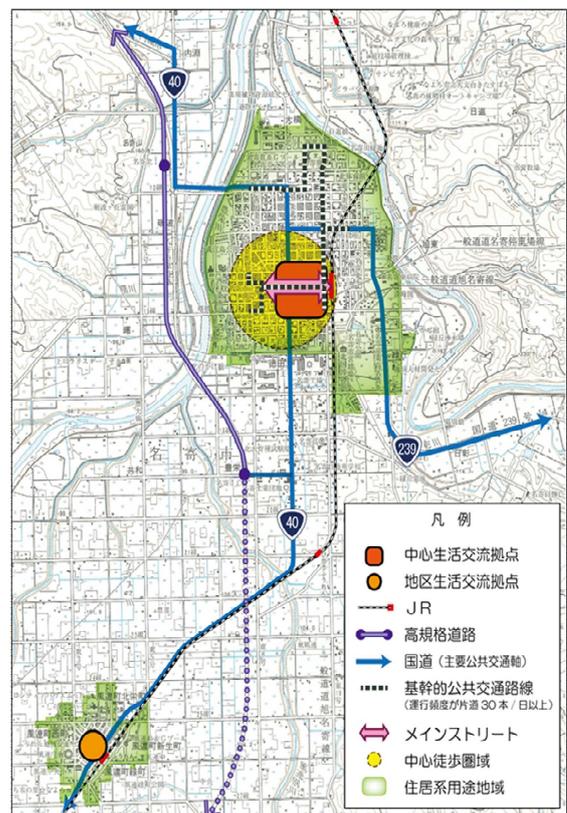


図 将来都市構造図

4 都市計画の方針

(1) 土地利用の方針

①基本方針

- 必要に応じた土地利用規制が出来るように、用途規制の転換・純化・複合化を検討。また、コンパクトな市街地の形成を目指すために都市構造に合った用途の変更を検討する。
- 用途地域外は、農振農用地域として農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農地としてその保全に努め、無秩序な市街地の拡大の抑制を図る。
- コンパクトな市街地と魅力的な拠点形成に向けて、中心市街地における公共施設の戦略的な配置を図る。

②住居系地域の方針

専用住宅地区	・現在の市街地において、低層住宅及び中高層の住宅が集積し、または集積することが今後予想される地域については、専用住宅地区として、今後も良好な住環境の保全を図る。
一般住宅地区	・現在の市街地において住宅が集積しているものの、業務・商業施設がある程度立地している地域、または今後予想される地域については、一般住宅地区として、都市の活性化及び地域の利便性を確保するとともに、良好な住環境の確保を図る。
沿道型住宅地区	・幹線道路の沿道で沿道型業務施設と混在している地区は、沿道型住宅地区とし、今後も周辺住宅地に影響をあたえないような環境保全を図る。

③商業系地域の方針

中心商業業務地区	・中心商業業務地区は、商業施設、業務施設の集積の高い地区として土地利用を図る。
沿道商業業務地区	・沿道商業業務地区は、日常的な商業施設、業務施設の集積を図る。

④工業系地域の方針

軽工業地区	・軽工業地区は、隣接する住宅などに対する環境への影響の少ない軽工業地区としての土地利用を行います。合わせてコンパクトなまちづくりの推進を図る。
一般工業地区	・一般工業地区は、工業の振興を推進するため、工業施設・流通系施設の誘導を図り一般工業地としての利用を促進する。また、コンパクトなまちづくりを推進し工業地区としての純化を図る。 ・国道 40 号から西側の昭和通を挟んだ地区は、広域的商業施設としての性格が強い大型商業施設等の進出で、土地利用実態が工業地として純化できない状況にあり、今後、環境影響を改善する交通施設整備と合わせて、コンパクトな都市構造の形成に向けて土地利用のあり方を検討する。

⑤郊外地域の方針

白地地区	・市街地外に広がる農地については、農地法及び農業振興地域整備計画等との整合・調整を図り、農地における生産基盤の計画的な整備を図りつつ、農地がもつ力や多面的な機能の維持・保全を図ることによって、市街地の無秩序な拡大の抑制を行う。
------	---

⑥公共施設の配置方針

- ・名寄市街地では市街地の拡大と共に、公共施設の郊外化が進められた。
- ・今後、JR名寄駅前を中心市街地においては、現代的な再生・活性化(生活交流拠点)を目指して、駅前交流プラザ「よるーな」に続いて公共施設の戦略的な配置を図っていく。
- ・まずは今後対策が急がれる、昭和40年代から50年代前半(=築40~50年経過)に建てられた公共施設を「中心生活交流拠点」又はその近傍に効果的に再配置していくことを基本方向とする。



図 公共施設再編イメージ

(2) 都市施設整備の方針

①基本方針

- 現在、計画的に進められている都市施設整備を引き続き整備していくとともに、コンパクトな市街地形成をめざし土地利用や自然・居住環境と整合性がとれた都市施設の配置や見直しを図る。
- 整備にあたり市民と行政の協働のまちづくりによって、目標・効果等が市民に広く理解されるよう努める。

②交通施設の整備方針

- 上川北部の「広域連携」を目指し広域的な交通に配慮。都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。
- 効率的で、快適性・安全性にも配慮し、市民が安心して目的地まで移動できる道路環境の整備・保全を図る。
 - ⇒高速交通体系の確立(北海道縦貫自動車道の開通に向けた拠点整備検討など)
 - ⇒広域幹線道路の整備(国道、道道の維持事業、歩道整備要望など)
 - ⇒幹線市道の整備(都市計画道路未整備区間の整備促進と路線状況に合わせた見直しなど)
 - ⇒安全で安心して歩ける道路の整備(ユニバーサルデザインの人に優しい道路環境整備など)
 - ⇒公共交通機関の整備・確保と利用促進(公共交通事業者間の枠を越えた結節強化など)

③下水道の整備方針

- 生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資することから、継続的な整備を促進する。
 - ⇒施設の整備及び維持管理(恒久的な公共下水道事業の推進など)
 - ⇒資源の有効活用(汚泥資源の利活用の促進など)

④公園緑地等の整備方針

- 環境保全、レクリエーション機能、防災、景観構成における各系統の機能が総合的に発揮されるように公園・緑地等を適正に配置し、水と緑のネットワークを形成して「水と緑」の整備保全に努める。
 - ⇒緑の基本計画の策定検討
 - ⇒公園・緑地の整備及び維持管理
 - ⇒都市施設・公共公益施設等周辺的环境整備(都市施設・公共公益施設等の緑化推進)
 - ⇒都市景観の形成(街路樹等の緑化推進など)

⑤市街地開発の方針

- JR名寄駅周辺を含む名寄地区中心市街地は、PFIやPPPをはじめとした民間活力の利用や市民・企業との連携を進め、公共施設や都市施設の再配置と都市機能の誘導を図る。
- また、空き地・空き家の活用などを進め、計画的な市街地整備を推進する。

⑥都市防災の基本方針

- 名寄市地域防災計画における収容避難所及び一時的収容避難所について適正な維持・保全を図る。
- また、身近な公園の整備に合わせて一時的避難場所の確保を図る。幹線道路及び避難所となる公共施設につながる道路を避難路の役割を担う道路として位置づけ、道路管理者と連携し計画的な整備を図る。

⑦住宅環境に関する基本方針

- 住宅地の開発にあつては、利便性の高いまちなか居住の推進を図る。既存住宅地においては、市民と協働により美しく緑豊かな景観の創出や通行者にやさしく安全な市街地形成に取り組む。
- 住宅、居住環境など具体的な住宅施策に関しては、名寄市住宅マスタープラン(第2次)と整合を図り、名寄らしく冬に強い安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- 公営住宅は、名寄市公営住宅長寿命化計画に基づき、ニーズに応じた規模や仕様に配慮した計画的な建て替え、改修、維持管理により居住環境の充実を図るとともに、市有地を有効活用した公営住宅を検討する。